

議員発議案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられるが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題等、解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられて久しく、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配の増員や少数職種の配置増等、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	大山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉郎殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	萩生田光一信殿
内閣官房長官	加藤勝信殿